

# 電気通信事業法等における規定

## 【電気通信事業法における関連条文】

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 前二項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
  - 一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
  - 二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
  - 三 通信の秘密が侵されないようにすること。
  - 四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
  - 五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。



事業用電気通信設備規則において、設備の損壊・故障の対策項目として下記を規定

- 予備機器
- 故障検出
- 防護措置
- 試験機器及び応急復旧機材の配備
- 異常ふくそう対策
- 耐震対策
- 電源設備
- 停電対策
- 誘導対策
- 防火対策
- 屋外設備
- 建築物 等